

△資料翻刻▽ 『芸備孝義伝』三編 (十)

鈴木幸夫

〔(題名)芸備孝義伝 三編 豊田 下 卷十〕

芸備孝義伝 三編 卷十

安芸国豊田郡 下

荻路村しん

瀬戸田町万五郎後家ちか

大草村金作同弟駒平・利吉・辰蔵

戸野村十蔵夫婦

小坂村長之助

田野浦村双照院定屋

南方村亀太郎

同村久七同女へん

乃美村万次妻その

須波村与兵衛

同村長七

同村岩五郎

乃美村六兵衛〔目録1オ〕

田野浦村佐吉

吉名村三次郎

同村佐十郎

小林村要兵衛〔目録1ウ〕

芸備孝義伝 三編 卷十

豊田郡 下

○荻路村しん

しんハ父を弥三次といふ、母ハさきに出され父子浮過してくらし、

△挿絵第一図▽ (1ウ)
もて、しんまた父をつれて荻路村に帰りしに、人々これを憐ミ親しきものいさゝかなる小屋を作りて住せ、里正も再びもとの戸籍に復して、また其村の民となしぬ、父が生質もとより頑なるに、年老て殊更すぢなき事のミいひけれど、しんよくうけたがひおのれ日夜綿うつことをはげミ、父が好める酒をバ日ごとにすゝめて、常にその意を楽ましむ、文政五年午の十一月三俵の米を給ひて賞せらる、後父ハいよく衰へて専らしんが扶助をミ力とせしに、しんも年六十にとなり(2オ) 久しく病て生産もなしえず、ますます貧窮に陥りければ、村長らも物与へてこれを助け、遂に官にきこえしかバ、同じ七年申の八月銀百目を下されその貧苦を救給ふ、父猶つゝがなく齡百二歳におよびしも、しんが養のよきによるなるべしと人皆称しあへり、

○瀬戸田町万五郎後家ちか

ちかハ御調郡三原町の祠官斎が女にて万五郎が妻となれり、家もとより貧しくてかすかに日をおくりけるが、ちか舅姑につかふることはなハだ厚し、後姑ハ九十歳(2ウ)にて身まかり、万五郎もまた病て死し、かれこれの費重りて生理ますく、極りもてる田地もうりはらひ、朝夕の烟さへたえくになりぬ、舅半右衛門ハ妻に後れ、子をさきだて、いと老徳れ、飲食起臥より二便のことまで、尽く人のたすけを仮りけれバ、一人の力にてハはからひがたきに、ちか単身をもて裁縫洗濯の賃作をはげみつ、その介保をかゞずして、貧しきさまを知しめず、半右衛門老年の今とても華靡を好ミ、頭髪を乱すことをきらひけれバ、衣類をバちかミづから目(3オ)だちたるしまを織りなしてこれを着せ、髪も日々結ひてその意にかなハしめ、また酒をたしミけれバ、常に五錢十錢を貯おき、日ごとに買求てす、めずといふことなし、半右衛門をりくハ酒きげんにてちかにも飲て歌うたへといふことあり、ちかハ飲むことあたハざればいさ、か口を潤し、とく酔るふりをなし、をかしく話ひ興して舅が心を慰めける、ちか此家きたらざるさきに他へ嫁りして生る女二人あり、ちかが貧苦を見て己がたに取て養ハんといへど、老たる人を(3ウ)見すて、われのミ安くくらさんこと、いかで快からんとて背ざりしとぞ、かくて半右衛門九十六の春をむかへしかバ、ちか貧しきなかよりさまぐにはかりいとナミ、近親よりも贈ものなどして年の賀をなしけれバ、半右衛門ことに悦び、福寿の二字を書いて人におくりけるとなり、文政十年亥の正月鳥目七貫文給ひてちかが孝を賞せられ、

天保六年今公遊錫のとき召見たまひて鳥目一貫文を下されける
下の金作兄弟十、
蔵夫婦並に同じ

○大草村金作同弟駒平・利吉・辰蔵(4オ)

金作ハ佐七が子なり、弟三人あり、駒平・利吉・辰蔵とよべり、兄弟四人なせる業ハ異なれど、親につかふる心ハ一人のごとし、金作ハ農業の暇に弾綿をなし、駒平ハ石工を業として父母を養ひ、利吉ハ人に仕けるが、初のほどハ主人にことわり夜ごとに家に歸りて親の安否をうかゞひ、後八月に十日の暇を乞ひ家において生計を助け、孝養を尽せり、辰蔵ハ多病にてあらし働をなしえざれば、父母の側を離れずして看護りぬ、常に親の前に会集り、共に睦じく懇に物かたらひて喜べるさま、(4ウ)たとへバ親しきもの久しく離れ居て稀に出会ふごとくにぞありける、或ハ神事仏会また村内に見物ごとありて兄弟ゆくことあれば、おのが見聞し事をおもしろく語り、雑劇のありさまなど手まねして父母を慰め、父母時として某の地へゆかんといへバ、家にありあふ兄弟のものいざとて負ゆきけるが、家貧しくして別に好衣といふもなければ、一の衣服を両親にかはるく着せてつれゆきぬ、かゝる中なれば金作四十にあまりてもいまだ娶らず、弟もミな妻なくて兄弟同じく生計に(5オ)身を碎き、およそ孝子のなせる事なし尽さずといふことなし、また母の妹の人にゆきて寡となり、貧しく苦むをも迎へとりていとほしミける、村長より数々のこと状をそなへて申出しかバ、文政十年亥の正月金作に米五俵、駒平・利吉・辰蔵に鳥目五貫文を給ひて賞せらる、のち父ハいよく老傾きて寝食

も常ならねば、兄弟側にありて残るかたなく介保を尽せしが、遂にはかなくなりぬ、その病るとき訪来ものあれば、父いつもその人に向ひ、かれらつね々、懇にいたしくれさふらへば、（5ウ）この世に思ひ残すことなしといひて悦びけるとぞ、同じ年母も亦病にかゝりしに、今ハたゞ一人の親なれば、いかにもして全快させばやと、兄弟ミな看病にのミ力をきかへめて、おのが營をうちすてけるにより、そのわびしさいはんかたなきに、母につかふることとの殊勝なる、人ミな涙こぼすばかりに覚えければ、米麦あたへて助るものもありし、母はてし年の冬また金作に鳥目十貫文、駒平・辰蔵に三貫文を給ひて賞せらる、天保四年巳の十二月なり、（6オ）

○戸野村十蔵夫婦

十蔵ハ祖吉が季子なり、兄弟多くありしが、男子ハおひくくに別家し、女子ハ嫁して十蔵のミ家に入り、その性質美ハしければ、父もことに十蔵を愛し遂に家を統しむ、されど耕すべき田畑も少ければ、むしろを織り索絢などして生理をつなぎ、いと貧しけれどすぐれて篤実のものなれば、よく兄弟をうやまひ、村の掟をまもり年の租を納ること人に後れず、十蔵が妻きくハ乃美村多兵衛が女にて、これも孝順にしてよく舅につかう（6ウ）まつり、寒暑の頃ハわきて意をくばり、寒夜にハおのが襦袢をぬぎて父が足を、ミ、夜半にも温なるものをすめて安く寝しむ、その暑を避しむることもまた同じさまに心を尽せり、この村ハ山間にありて魚類を得ること難けれど、常に蓄おき、父が好に任せてまゐらせ

ける、父既に八十にあまり手足なえければ、益彼岸などにハ轎に乗せて兄をたのミて共にかきゆき、心のまゝに寺詣なさしむ、天保四年巳の二月賞して夫婦に鳥目五貫文を給ふ、父がうせしあくる年なり、（7オ）

○小坂村長之助

長之助ハその父平之丞安永年中この村の里正たり、此村昔より早傷の患ありければ、平之丞みないた・こぶけとよぶ地に各一池を鑿けるが、灌漑尚足らざりしに、長之助また里正となり、父が志を継て文化年間かの二池を大にほりひろめ、みないた池にハ百六十間の渠を新に作りて遙に谷川を引き、こぶけ池ハ傍に巖山ありけるが、その山趾を穿ち洞し、横に二十四間の竇を作りてあまり水を漏し、暴漲に破られざる備をなしければ、二池（7ウ）今ハ水を貯ること昔に四五倍して、早に遇ふといへども嘗てその害なし、これ皆官に請てこれを作り、その費夥しきに、長之助ミづから銀を出して成就せり、文化十年酉の九月その功を賞して、世々割庄屋格を命ぜらる、村民この池をめぐミの池と名づけ、相謀りて碑を建永くその恩沢を忘れずといふ、かれ平生己が職を勤ること厚く、民の利を興すこと少なからず、或ハ貧民の年租を納ること能ハざるものにハ銀を貸与へて、その償を求めざりしとぞ、（8上オ）

○田野浦村双照院定屋

定屋ハ父の名をしらず、御調郡三原町の産なり、家貧かりければ

幼より人に仕へ、その家の老嫗の寺詣するにしたがひて法談を聴、をさな心にもふかく帰依し、年十五にして双照院満目が弟子となれり、長なるに随ひその行並ならず、よく宗法をまもりて其行をつとめ、常に弊衣をまとひ糲食をなし、住職せし後も薪春の勞をミツからし、遠きに行くことあれば裏楸を背負ひ、焼飯を袂にしてあゆみつ、これを食ひ、茶店に憩ふ」(8上ウ)ことをだにせず、その身を苦しめ儉素をまもること皆このたぐひなり、数十年を積て多くの銀をたくはへ、官の許をうけて村の新倉といふ処の大川に、板橋の長七十六間なるをつくりける、天保五年のことなり、この新倉ハかたはら八村より通ふ路にて、人の往来もつどへる処なるに、これより前、橋なくて潮の満ることに徒渉ならざれば、苦むもの多かりしが、橋成てよりハ、人みな便を得て悦ぶことおほかたならず、そもく定屋がこの橋をつくりしもとを原ぬるに、かれ」(8下オ)

△挿絵第二回V(8下ウ・9オ)

少き時諸国行脚の志切にして、ある日そのことを師に乞ひに、師のいひけるハ、我年ころの志あり、この寺の壊たるを再営し、前なる川に橋をかけて人々を濟さんと願へど、齡既にかたふきて果すことを得ず、汝雲水の心を翻してながくこの寺に錫を停め、わが志を継て此事を成就せバ、我死すとも遺恨なしといひける、定屋この言を骨に刻ミて忘れず、おのれ住職せし後、この橋をはじめ座禪堂・書院・倉庫までもつくり、遂に師の志を成し、また銀若干を官へをさめ永く此橋修理の」(9ウ)用および浚川の備

までもあつくなしける、その費莫大なるに皆かれ一人の力より出たり、かくてまた寺にもてる田地ありしをうりはらひて銀となし、これをも同じく納おき、年々の利息をもて、隔年に江湖会をなすことを定めおきぬ、その意におもへらく、田八年に豊凶あり、そのうへ後の主僧の行によりてはいかならんもはかりがたし、銀となして官へをさめおけバその憂なく、また江湖をなせバ宗法もいよくあつく、主僧の勉勵も一端ともなるべしとて、かくハはからひ」(10オ)しとなり、この田野浦ハ国老上田氏の采邑にて、この寺をバ香花院に擬へられければ、定屋城下に出るにハ扈從もあるべきに、かれ儉素をむねとし、いつもたゞ弟子僧一人を伴ひ、あたかも行脚僧に異ならずと、邑吏のまうし文に見えたり、これらをもてかれが平生のこと推べし、天保六年未の九月官より賞して寺格を進め給ひ、公の東觀往來に拝調することをゆるされける、

○南方村亀太郎(10ウ)

亀太郎ハ母につかへて孝心ふかく、晨昏の定省を謹しミ、食する度に幼きものとても、母に先だち箸をとることをゆるさず、すべて家の調度杖屨の類までも、母のものと定めしハ家人にも嘗てこれを用ひしめざるなど、賤しき身をもてかく敬意を尽せるハ、類稀なりといふべし、母つねに彼方こなたに雇ハれゆき、或ハ止宿することあれば、そのあひだ幾たびとなくその家にゆきて母の安否をたづね、懇にものかたらひ、またその主人へもあつく礼をのべける、母病に臥して食す、ま」(11オ)ざるときハ、大にこれを憂ひて、おのれも食することあたはざれば、母その志の切なる

を感じ、強て食することもありしとなり、されバ母もそのつかへの至れるを常に人にかたりて歎びけるが、亀太郎ハ、実に貧しきほどつらきものハなし、いかにもして孝養を厚くせんとおもへど、心のまゝならず、といひて深くこれを歎きける、人々感ずるのあまりさまざまに心をそへてあハれミ、或ハ物あたへて助くることあれば、亀太郎かならずその家にゆき、何にてもおのが力にかなひしほどの(11ウ)事をなして、その恩を空しくせざりしとぞ、かれが弟に亦十郎といふあり、出て人の家を継しがこれも孝心ありて、兄弟相逢てものかたらふ毎に、たゞ母を養ふことのミをいひて、他のことに及ばざりしとなり、こゝハ国老浅野の采地なれば、文化九年かの家より賞して米二俵をあたへらる是より下六兵衛、まで並に同じ

○同村久七同女へん

久七ハ源助といふもの、子なるが、三十歳の時幾平が義子となり、義父につかへて孝なり、幾平ハ素より(12オ)貧しき小百姓なれば、負債かさなり家も畑もうりはらひ、今ハ僅に牛屋につぼみ住ければ、久七八年の半ハ人に身をよせ、その給米をもて父を養ひける、父年老てハ野山のはたらきもなしがたく、剃髪して大日堂の看守僧となり、かしこに移住しかば、久七日々の出入にかならずゆきて安否をたづね、また折々酒をも持ちきてすむ、その酒ハいつも太三次といふもの、家にて買けるに、太三次もかれが孝を感じ、佃にハおよはずといふこともあれど、かつてその言にしたがハざりし、(12ウ)久七平生父が撞ところの鐘の音を聞バ、その恙なきを知りて喜びけるが、もし聞ざるときハ、何事をもうちすて、

とく走りゆきて父が気色をうかゞひける、年経て父病に臥しければ家につれ帰り、殊さらあつく孝養をつくし、これまで父がなせし彼地の掃除仏餉香花など、おのれ皆はからひて父が心を安んぜしむ、久七二子あり、姉をへん、弟を直藏といふ、二子ミな人にかへて、うくるところの給銀ハことごとく父にあたへ、ともに孝心なりしが、へん殊に心を尽し、年ハ廿歳ばかり(13オ)

△挿絵第三図V(13ウ)

なれど、おのが姿貌をもかざらず、髪ゆふ為とて主人よりあたふるあぶらまでも、かならず母に分ちおくり、また主家いとまの日に八人に雇ハれ、その賃金をバミな祖父が酒の料となしぬ、雇ひし人もへんが親のために身をくるしむるを知りて、賃金の数を増てあたふることあれど、定れる数のミうけて、その余ハ必竊にその家に遺し置て帰りけるとなり、亀太郎と同じ年、久七に米二俵、へんに鳥目一貫文を恵まる、

○乃美村万次妻その(14オ)

そのハ久芳村与四郎が女にして、万次が妻となり、舅につかへて孝心ふかし、舅年老てハ別に室を構へ安らかに暮せしが、その舅を一人住しむるを心ならず思ひ、夫にはかり日夜つきそひて、起臥飲食すべて万のこと残るくまなく計ひ、舅ますく老て歩行かなひがたくなりてハ、二便のことまでも厚く意を配りて、衣衾を穢さしめず、文化十一年鳥目三貫文あたへられしハ、舅死せし後のことなり、

○須波村与兵衛 ○同村長七 ○同村岩五郎(14ウ)

与兵衛ハはやく父に離れ、母ハ人のしれるばかりの頑なるものにて、つかへがたきものなるに、よく承したがひ、妻子にも常にいましめて母の心にそむかしめず、母病に臥すことあれば、わきて飲食に心を用ゐ、貧しきなかり米の飯に小鮮など、口になふやうにと、のへてす、めける、与兵衛弟あり、生質おろかなるに、母の愛を恃みてわがま、なるふるまひをなし、兄が貧しきに苦むをも顧ず、このミ食などなしけれど、かつて咎むることなく、家八十口にして貧しき日に加はりけれど、(15オ)母が心を痛めんことを恐れて、少も生計のわびしきをしらしめず、歳の終の三十日にハいつも酒肴と、のへて母にむかひ、御年貢も皆済いたし、年との用意もと、のひ侍れば、御心やすかるべしといひて、妻子までもうちつどひ、ともに酒宴をなしけるとなり、○長七八母につかへてよくその意をうけたがひぬ、かれが弟に吉蔵といふあり、さきに別家せしが、兄の家に來りおのが福急なるま、に、事につれてさま々、怒詈ことあれど、母が愛せるものなれば、妻子をいませしめて、(15ウ)勉てさかふことなからしむ、近鄰のもの慶事によりて長七をまねくことあれば、母が心のなぐさまんことを思ひ、おのれハ農業にことよせて、いつも母をしてゆかしめ、また母を招くものあるときハ殊によるこびてその家にゆき、よくこそ母を招き給はりと、主人へ厚く礼謝しける、かれ常に農業をはげみ、年の租を納ることも人に後れずといふ、○岩五郎ハ父母に事ふること厚く、農業に身をくだき、人に雇はれて事しげきなかに

も、隙をうかゞひて親を省ミ、朝夕もの食ふころ(16オ)野山より帰り、いかに飢るとも、父母いまだ食ハざればおのれ箸をとることなし、常に父母の安寧をねがひ、魚類を断ちて金毘羅を祈念すること既に三年に及べりとぞ、文政十三年与兵衛以下三人を賞して、おのく米二俵を与へらる、

○乃美村六兵衛

六兵衛ハこの村の里正をつとめけるが、常に下を恤むこと深く、事をはからふこと正直にして、村民ミな悦服しぬ、一年この村早傷にて、貧しきものハ離散す(16ウ)べかりしを、六兵衛おのが倉をひらき米麦を貸あたへ、無利永年賦といふになしければ、その助を得て饑寒を免る、もの多かりしとぞ、その奇特なるをよミして、寛政十二年銀一枚を与へられしといふ、

○田野浦村佐吉

佐吉ハ弥吉が子なり、父久しく病にかゝりて、医療もさま々、尽しけれど、その効なくて日々劇しくなり、昼夜となく腹を痛みてうち臥し、家ハいと貧しきにせまりて、田畑より調度まで皆売はたしければ、母その佐しきに(17オ)堪へず、心なくも夫および二人の児を捨て親ざとへかへりぬ、時に佐吉ハ九歳、妹のしづハ七歳なり、ともに孝心ふかくして、父をいとほしむこと大人におとらず、兄弟つねに食物を人に乞て父を養ひ、稚き身をもて朝よりあなたを乞ありき、いつも日の暮るころ二十丁ばかりの山中をたどり帰り、夜ハ鶏の鳴ころまで父が病を介保す、かくて七かへ

りの春秋を送りけるが、父が病の癒なんことを願ひ、弘法大師に祈念し、看病の際にハ朝夕の分なく、日毎に村中の寺々を巡り(17ウ)

△挿絵第四図▽(18才)

拜すること、二十日あまり怠ることなし、ある日辻堂にやすらひける時一人の僧ありて、なんぢら親の平愈をいのること殊勝なり、この上ハ汝が功德院にたよりて、紀州伊都郡しやくの観音にいのるべしと教へける、兄弟そのことばに従ひ、殊に信心を凝しければ、その感応にやありけん、父が病や、おこたり、遂に全快にいたりぬ、佐吉よろこぶことかぎりなく、いよく生産をはげみて孝養を尽せり、こ、八国老上田の采地なれば、かの家より鳥目若干をあたへらる、文化十二年佐吉十七歳の(18ウ)ときなり、

○吉名村三次郎 ○同村佐十郎

三次郎・佐十郎ハ同じく生質篤実にして、上を敬ひ法制を重んずること並ならず、また年租をつし、いつもその期に後る、ことなれば、文化十四年代官より賞して銭そこばくを与へらる、

○小林村要兵衛

小林村ハ水利ことにあしく、常に早傷のうれひあり、文化年中あらたに雨池をつくられしに、要兵衛殊に(19才)その役をはげみ、家資を出してその費を助しをもて、これも代官より賞を蒙りける、

卷十 終(19ウ)

△補注▽

(1) 文政五年に建立された碑文は、『芸備孝義伝』初・二編の編者頼杏坪の題字、杏坪の地誌編集作業を補佐した津村聖山の文章から成る。『豊田郡誌』(一一六六頁)によれば次の通り。

徳池之碑

頼惟柔篆額

津村尚誼撰并書

豊田郡小坂村は古より早傷の患に苦む、されは池塘の設多けれど、皆小池にて水乏し、安永の頃庄屋平之丞みないた・こふけの二池を鑿り、稍其利をうくるといへど、猶灌漑の用に足らざるを憂ふ、長之助父の職に代りしより其志を継て、深く此二池に力を用ひ、文化年中大小修理を加へ、みないた池へは新渠百六十間をほり、はるかに谷川を引きければ水の手乏しからざるを得たり、こふけ池は余水を導く為に、傍なる巖山に高六尺許なる横竇二十四間を穿ち通しければ、暴漲に破らる、の害を免れて、水をたむること甚便なり、かくてみないたは水面一町十二歩、こふけは五段三畝の池となりて、皆昔に四五倍の水を儲へ、大に早癒の備とはなりける、長之助その経営に心を尽せるのみならず、其費せる錢穀さへ少からざるを、皆私財を捐て弁へぬ、村民其沢をうけ其行をよみして、ことし文政壬午の秋池辺に石ふみを建、其事をするして永く後人に告げて、その恩沢を忘れざらしめんとて、両池をあはせてめくみの池と名つけ、其記を尚誼に乞ふ、すなはち事実の大略をしるすことしかり、長之助は田坂氏、実名は善章、当村の人、池の賞として世々割庄屋の格を許さる、

(2) 定屋は天保六年に修理充当費一〇貫、堀浚への入用充当費六貫目を拠出している。この橋が嘉永六年の洪水で流れた時も、定屋は再び自力で架橋したという(『広島県の地名』)。

△付記▽ 本稿は、『資料翻刻』『芸備孝義伝』三編(一)。(安田女子

大学「紀要」三七号)、『同三編(二)』(安田女子大学大学院文学

研究科『紀要』一四集、「同三編(三)」(安田女子大学『国語国
文論集』四〇号)、「同三編(四)」(大学『紀要』三八号)、「同三
編(五)」(文学研究科『紀要』一五集)、「同三編(六)」(『論集』
四一号)、「同三編(七)」(大学『紀要』三九号)、「同三編(八)」
(文学研究科『紀要』一六集)、「同三編(九)」(『論集』四二号)
に続くものである。「書誌」及び「凡例」は(一)に譲る。

(二〇一一・九・二九 受理)